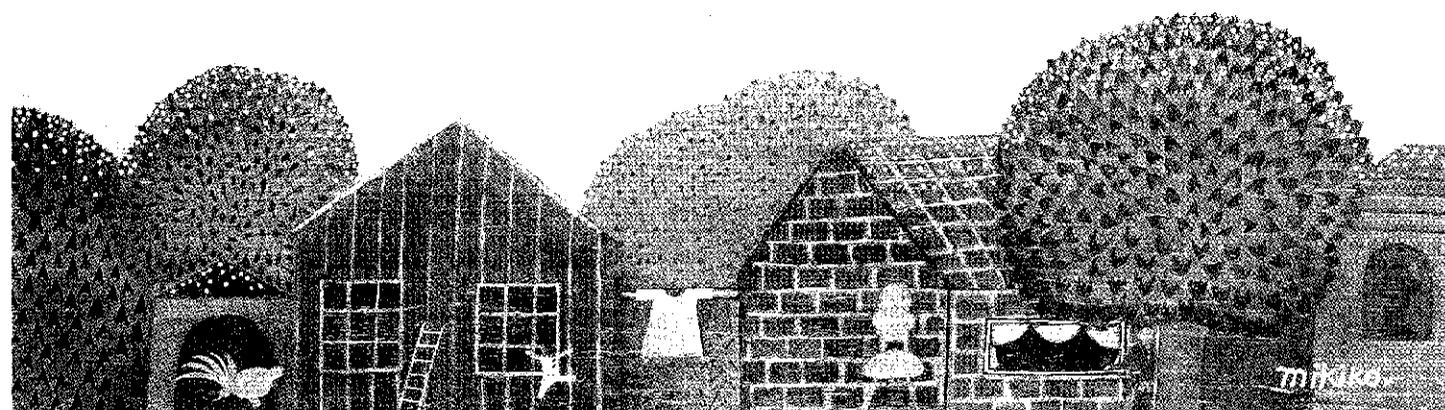


歳末たすけあい運動

平成28年度

「歳末たすけあい・地域福祉活動募金」



「SPRING SNOW」 秦 美紀子 Artbility ※この作品は障害者アーティストによる作品です

つながり ささえあう
みんなの地域づくり

お寄せいただいた募金はこの地域の福祉活動に使われます。
詳細は赤い羽根データベース「はねっと」でご覧になれます。
<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>

歳末たすけあい運動とは

毎年12月に「共同募金運動」の一環として、地域の社会福祉協議会が中心となって実施しています。この運動は、戦後の混乱期に、市民のたすけあいの精神により、生活に困窮する人々に対する物資の持ち寄り運動として始まりました。その後、時代や福祉課題の変化に応じながら、地域での安心・安全な暮らしを支えるための貴重な募金として、様々な取り組みに活用されています。

孤立した高齢者を狙う悪徳商法や、子どもの安全を脅かす

様々な事件。多発する地震などの自然災害。現在、地域の中には、公的なサービスや制度だけでは解決されない問題が山積しています。大都市東京においても、改めて「地域のつながり」を再生させ、身近な地域で支えあう「地域の福祉力」を高めていくことが求められています。歳末たすけあい運動にお寄せいただいた募金は、そのような地域に根差した福祉活動を進めるために、有効に使わせていただきます。

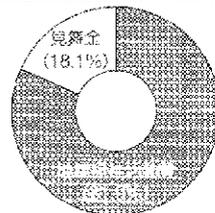
★ 募金の使いみち

- みなさんから寄せいただいた募金は、この地域の「地域福祉活動費」や「見舞金」として配分されます。「地域福祉活動費」は、地域の生活課題に応じて、下記枠内のような取組みに配分されます。「見舞金」は、寝たきり高齢者や認知症高齢者を自宅で介護される世帯や、支援を必要とする世帯などへ配分されます。

●地域の縁側として誰もが気軽に集まれる「ふれあい・いきいきサロン」
 ●小学生の登下校時やひとり暮らし高齢者への「見守り・声かけ活動」
 ●町会・自治会単位など、小地域でのささえあい活動

●地域に根ざしたボランティア団体や福祉団体の行事や活動への助成
 ●震災ボランティア養成講座など、地域住民を対象とした講座や研修会の開催
 ●生活上の困りごとを支えるきめ細かな在宅福祉サービスの展開 など

- 平成27年度の東京都全体の配分実績総額は5億1,941万円で、内訳は「地域福祉活動費」が4億2,541万円、「見舞金」が9,400万円でした。区市町村ごとの募金の使いみちは、赤い羽根データベース「はねっと」(<http://www.tokyo-akaihane.or.jp>) で検索いただけます。



★ 地域福祉活動費を活用した都内の取組み事例

●きずなサロン支援事業

(杉並区社会福祉協議会)

「きずなサロン」は、誰もが気軽に立ち寄れるつどいの場です。区内に37カ所あり(平成28年8月現在)、お茶を飲みながらおしゃべりするサロン、子育て中のママたちを応援するサロン、手芸や折り紙を楽しむサロンなど、いろいろな内容で活動しています。杉並区内に「井戸端会議」のようなつどいの場が増えていくことで、日常的なつながりを再構築するために取り組んでいます。昨年、4カ所の新しいサロンが生まれ、きずなが育まれています。

●車いす貸出事業・小地域福祉組織化活動団体事業・シルバーテレホン事業

(武蔵村山市社会福祉協議会)

高齢者や一時的なケガ、通院などで車椅子を必要とする方への貸出と、その補充や修理費用に活用されています。また、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるための地域包括ケアの推進にとともに、地域のサロン活動を行う団体への支援、一人暮らしの高齢者等への傾聴、見守り電話を実施し、高齢者やそのご家族、関係機関から喜ばれています。

★ 募金が配分されるまで

配分計画・募金目標額の決定 (5月)

あらかじめ配分計画を立て、その計画の実施に必要な募金目標額を定めます。

募金活動の実施 (12月1日～31日)

協力者による各家庭への訪問や、自治会・町会等を通じた募金用封筒の回覧などが行われます。社会福祉協議会の窓口でも募金を受け付けています。

募金の配分

「見舞金」は募金年度内の12月～1月に配分されます。「地域福祉活動費」は翌年度の4月に配分され、1年間の取組みに活用されます。

★ 歳末たすけあい運動に対する寄附金の税制上の優遇措置

共同募金運動の一環である「歳末たすけあい運動」への寄附には、税制上の優遇措置があります。税制上の優遇措置を受けることを希望される場合は、地域の社会福祉協議会にご連絡ください。

税制上の優遇措置の内容 ※詳しくは東京都共同募金会までお問合せください。

(個人の場合)

所得税の寄附金控除、寄附金税額控除および住民税の寄附金税額控除の対象になります。

① 所得税に係わる寄附金控除額 (下記①、②のいずれか)

① 所得控除 寄附金額(年間所得の40%を限度とする額)－2千円

② 税額控除 (寄附金額－2千円)×40%＝所得税額からの控除額 (所得税額の25%が限度)

※「所得控除」とは、寄附者のその年分(1月～12月)の課税対象となる所得から、該当される額が控除されることをいい、「税額控除」とは、納付すべき税の額から該当する金額が控除されることをいいます。

② 住民税に係わる寄附金税額控除額

[寄附金額(年間所得の30%を限度とする額)－2千円]×10%

(法人の場合)

株式会社などの法人の寄附は、法人税の算出にあたり寄附額を「全額損金」とすることができま。

(お問合せ)

社会福祉法人 昭島市社会福祉協議会

〒196-0015 昭島市昭和町4-7-1 昭島市保健福祉センター2階

TEL 042-544-0388

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1

TEL 03-3268-7186

社会福祉法人 東京都共同募金会

〒169-0072 新宿区大久保3-10-1 東京都大久保分庁舎201

TEL 03-5292-3181